

北海道告示第10805号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成30年3月2日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成29年11月2日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) T s u r u h a B l d g. 旭川駅前

旭川市宮下通9丁目

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順

札幌市東区北24条東20丁目1番21号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	札幌市東区北24条東20丁目1番21号
未定		
未定		

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年6月11日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,272平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数	89台
イ 駐輪場の収容台数	32台
ウ 荷さばき施設の面積	63平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量	16立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前7時

閉店時刻 翌午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から翌午前0時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成29年10月10日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成29年11月2日（木）から平成30年3月2日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成29年12月29日、平成30年1月2日及び同月3日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、旭川市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は旭川市へ問い合わせること。